

産業廃棄物処分業許可証

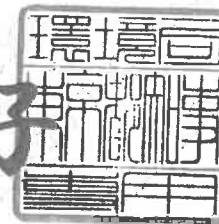
住所 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

氏名 三洋商事株式会社
代表取締役 上田 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年11月21日

許可の有効年月日 平成35年11月20日

転写無効

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、
がれき類 (廃バッテリーを除く) (以上6種類)

2 事業の用に供する施設

江戸川区東葛西三丁目17番41号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕 2	廃プラスチック類	3.2(t/日)	-----	平成27年6月4日	-----	-----
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	4.0(t/日)				
	金属くず	4.3(t/日)				
	紙くず	1.6(t/日)				
破 砕 1	がれき類	3.3(t/日)	-----	平成27年6月4日	-----	-----
	木くず	2.0(t/日)				

3 許可の条件

- 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成19年4月23日 新規許可
平成28年11月21日 更新許可 第2回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



産廃エキスパート

認定番号:3-14-C0026



東京都

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

転写無効